

平成 29 年 2 月 9 日

株式会社三菱東京 UFJ 銀行

英国健全性監督機構との合意について

株式会社三菱東京 UFJ 銀行（頭取 おやまだ たかし 小山田 隆）は、英国健全性監督機構（Prudential Regulation Authority 以下、PRA）との間で、今般、17,850 千英ポンドの支払に合意いたしました。

本件は、平成 26 年 11 月にニューヨーク州金融サービス局 (New York State Department of Financial Services) と BTMU の間で合意した事案に関して、PRA への報告が遅れる等適切性を欠いていたことによるものです。関係者の皆さまに、多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたことにつき、心よりお詫び申し上げます。

本件 PRA による調査に対しましては、当行は誠実に協力してまいりました。また、適切な業務運営を行っていくとの観点から、既に当局宛て報告事項の管理に関する社内規定等の見直しを実施いたしました。今後も内部管理およびコンプライアンス管理について、引き続き不断の改善に努めてまいります。

以 上